

目

次

	頁
第 87 号議案 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例……………	8
第 88 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	9
第 89 号議案 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例 ……………	10
第 90 号議案 埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 ……………	11
第 91 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例……………	12
第 92 号議案 埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例 ……………	15

第八十七号議案

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「平成十七年法律第二百二十三号」の下に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 センターは、障害者総合支援法第五条第十五項に規定する就労定着支援を行う施設とする。

第六条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第一障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス（短期入所、施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援に限る。）の項区分の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に、「及び就労移行支援」を「、就労移行支援及び就労定着支援」に改め、同項金額の欄中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて、新たに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する就労定着支援を行うとともに、その使用料の額を定めたいので、この案を提出するものである。

第八十八号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第十四項第一号市町村の欄中「熊谷市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十八条第二十四項第一号」の下に「、第四十三条第二項第一号」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第二項第二号」に、「第八十五条第三項及び第五項」を「第八十五条第三項、第五項及び第六項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第十四項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄の改正規定 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成三十年埼玉県条例第 号）の施行の日
- 二 別表第二十三項第二号事務の欄の改正規定 公布の日

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県屋外広告物条例及び建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第八十九号議案

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「春日部市」を「熊谷市、春日部市」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

屋外広告物法の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務の一部を景観行政団体である熊谷市が処理することとしたので、この案を提出するものである。

第九十号議案

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第二項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第五十六条の四を次のように改める。

（敷地と道路との関係）

第五十六条の四 建築物の敷地は、道路（自動車のみ交通の用に供するものを除く。次条第一項を除き、以下この章において同じ。）に二メートル以上接しなればならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと知事が認めるものについては、この限りでない。

一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な法第四十三条第二項第一号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し同号に規定する国土交通省令で定める基準に適合するもの

二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の法第四十三条第二項第二号に規定する国土交通省令で定める基準に適合する建築物

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

建築基準法の一部改正を踏まえ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

法第八十五条第 六項の規定に基 づく特別な仮設 興行場等の建築 の許可の申請に 対する審査	興行場等 建築許可 申請手数 料	
--	---------------------------	--

別表都市整備部の項中第五十一号を第五十二号とし、第十七号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建築基準法 第四十三条第二 項第一号の規定 に基づく建築の 認定の申請に対 する審査	建築物の 敷地と道 路との関 係の建築 認定申請 手数料	二万七千円
--	---	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百九十二号を第三百九十四号とし、第三百十九号から第三百九十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三百十八号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第三百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十 特別仮設興行場等建築許可申請手数料

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十七号を第三百十八号とし、第二百八十号から第三百十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十九号の次に次の一号を加える。

二百八十 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、特別仮設興行場等建築許可申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十二号議案

埼玉県特別県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 丁種住宅 居室三及び居間、台所兼食堂を有する特別県営住宅をいう。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 丁種住宅

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号の丁種住宅は、特別県営住宅のうち、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）に基づき設置される住宅と同様の目的により設置する住宅をいう。

第五条各号列記以外の部分中「特別県営住宅」の下に「（第三条第一項第一号から第三号までに掲げる住宅に限る。以下この条から第八条までにおいて同じ。）」を加える。

第六条第二項第一号中「（昭和二十六年法律第九十三号）」を削る。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 公営住宅法第三十五条、第三十九条、第四十条及び第四十二条並びに県営住宅条例第五条から第四十三条まで及び第五十三条から第五十九条までの規定は、特別県営住宅（第三条第一項第四号に掲げる住宅に限る。）の管理について準用する。この場合において、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは、「指定管理者が行う」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する県営住宅条例第五十五条に規定する指定管理者が同項において準用する同条各号に掲げる業務を行う場合における第四条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

3 前項に規定する場合における第一項において準用する県営住宅条例第五条、第六条、第八条から第十条まで、第十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第十二条から第十六条の二まで、第二十条第四項、第二十二條から第二十五条まで、第二十八条から第二十九条の二まで、第三十条第一項、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、県営住宅条例第二十条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、県営住宅条例第四十条の二第一項第一号中「において、法第四十四条第三項の承認を得て」とあるのは「にお

いて、「とする。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

平成三十年九月二十日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

住宅事情の変化等を踏まえ、特定公共賃貸住宅の一部を公営住宅法に基づく県営住宅に準ずる住宅に転用し、その活用を図りたいので、この案を提出するものである。